

空き家発生予防等に関する広報業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

効果的な手段により、空き家発生予防等に関する意識啓発のほか、本県の支援制度の周知・利用促進を行い、空き家の発生予防等をより一層促進することを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「空き家発生予防等に関する広報業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

ただし、本プロポーザルにおける企画提案内容等を踏まえて行う協議により変更が想定されるため、確定ではない。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 8,040,000 円（消費税および地方消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日

2 契約に関する事項

(1) 契約の方法

財務規則（昭和 39 年 3 月 31 日規則第 31 号）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本県と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本県の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。（なお、分割払いの頻度や時期等については契約締結前に協議を行う。）

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、財務規則第 100 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 100 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除することができる。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 7 日条例第 35 号）第 7 条に基づく必要な措置を受けたときは、契約の解除を行う。

3 応募資格、必要な資格・許認可等

本プロポーザルに応募する事業者（以下「応募者」という。）は、参加申込みから契約締結までの間を通して、次に掲げる条件の全てに該当すること。なお、複数の事業者により構

成される共同企業体が応募する場合は、その構成員全てが次に掲げる条件の全てに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、兵庫県指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下でないこと。
- (5) 本業務の実施のために事業許可や資格等が必要な場合は、これらを有する又は有する者を雇用していること。

4 スケジュール

- (1) 公募開始 令和8年3月31日(火)
- (2) 参加申請・質問の提出 令和8年4月13日(月)午後5時まで
- (3) 質問に対する回答 令和8年4月20日(月)
- (4) 企画提案書の提出期限 令和8年4月27日(月)午後5時まで
- (5) 公募型プロポーザル審査会の開催 令和8年4月下旬、5月中旬
- (6) 審査結果通知・公表 令和8年5月下旬
- (7) 契約締結 契約候補者決定後、速やかに
- (8) 事業完了 令和9年3月31日(水)

5 応募手続等に関する事項

- (1) 参加申請手続
 - ア 受付期間 令和8年3月31日(火)から令和8年4月13日(月)午後5時まで
 - イ 提出書類
 - ① 参加申込書兼誓約書(様式第1号)
 - ② 法人登記簿謄本または登記事項証明書の写し(発行日から3か月以内のもの)
 - ③ 企業概要がわかる資料
 - ウ 提出方法 事務局にEメールで送信(jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp)
(必ず電話で着信確認を行うこと。)
- (2) 質問の受付・回答
 - ア 受付期間 令和8年3月31日(火)から令和8年4月13日(月)午後5時まで
 - イ 提出書類 質問書(様式第2号)
 - ウ 提出方法 事務局にEメールで送信(jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp)
(必ず電話で着信確認を行うこと。)
 - エ 回答方法 応募者すべてに対して、令和8年4月20日(月)を目途にEメールによ

り回答

(3) 企画提案書の提出

ア 受付期間 令和8年3月31日(火)から令和8年4月27日(月)午後5時まで

イ 提出書類

- ① 企画提案書(PDF形式/様式自由)
- ② 見積書(様式自由) *項目ごとの内訳が分かるように記載すること

ウ 提出方法 事務局にEメールで送信 (jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp)
(必ず電話で着信確認を行うこと。)

エ 提案項目

企画提案書には必ず次の提案をすべて盛り込み、提案の有効性を示す根拠を交えて説明すること。なお、企画提案に基づき実施する業務に伴う一切の経費は委託料に含まれるものとし、本県は委託料以外の費用を負担しない。また、提案内容を実現するために必要な調整は、契約締結後に受託者自身が行うこと。

① 広報戦略の全体計画

本業務に対して、どのような認識を持ち、どのような目的(ミッション)を持って取り組むか、効果的な広報戦略についての全体像・年間実施計画を記載してください。

- ・ターゲット設定(年齢、興味関心、広報手段など)
- ・全体年間スケジュール(実際の空き家への関心時期の傾向を踏まえた、時期による業務量の緩急や地域の使い分けなど)

② 空き家発生予防等に係るランディングページの制作

仕様書3(1)を踏まえ、空き家発生予防等に係るランディングページを制作してください。

- ・ランディングページの全体の構成並びにコンテンツの計画及びデザイン

③ インターネット広告の配信

仕様書3(2)を踏まえ、②のランディングページに誘導するためのインターネット広告について、次の事項を盛り込んだ具体的な配信計画を提案してください。

- ・配信する媒体
- ・媒体毎の配信スケジュール
- ・ターゲット設定(年齢、興味・関心、リターゲティング設定など)
- ・広告テキスト(見出しおよび説明文)
- ・バナーデザイン
- ・イメージ図や絵コンテ等を用いた動画の構成・内容の提案

④ きっかけシートの制作

仕様書3(3)を踏まえ、空き家の発生抑制のための意識啓発を行うためのきっかけシートを制作してください。

⑤ 空き家発生予防の普及啓発シンポジウムの開催

仕様書3(4)を踏まえ、ニュータウンにおける空き家発生予防に係る普及啓発

のシンポジウムを開催してください。

⑥ 本業務の実施体制および類似業務の受託実績

空き家等に関する広報業務を、滞りなく遂行できる体制を提案してください。また、過去に受託した類似業務があれば紹介してください。

6 審査に関する事項

(1) 審査の方法

ア 本企画提案の審査については、別に定める公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。審査会において、原則として応募者によるプレゼンテーションを実施する。実施する場合は、応募者に対して別途通知する。

イ 以下の項目について審査の上、契約相手方を選定する。

評価項目	評価基準	
	評価の視点	配点
①本業務に対する考え方、実施方針	全体の戦略・実施計画は、本県の取組を理解したものであり、的確かつ効果的か。	20
②ランディングページのコンテンツ充実	ランディングページの全体構成、追加するコンテンツは各ターゲットに対して高い広報効果が期待できるか。	20
	エンゲージメント時間を延伸するための工夫・仕掛けが盛り込まれているか。	15
③インターネット広告	配信計画は、目的達成のための的確な広報戦略が練られており高い広報効果が期待できるか。	25
④実施体制及び類似業務の受託実績	本業務の遂行能力の高さを期待できるか。	20
合 計		100

ウ プレゼンテーション

(ア) 開催日時 令和8年5月中旬

(イ) 場所 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁(予定)

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、イのうち①～③の点数の合計がより高い方を優先する。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本県ホームページに掲載する。本県ホームページには、契約候補者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

(4) 契約の締結

本県と契約候補者は、企画提案内容等を踏まえて仕様書や契約条件を協議した上で、契約を締結する。ただし、契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、審査会において点数が次に高かった応募者を新たな契約候補者として手続を行う。

7 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成及びプレゼンテーション等に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

イ 提出書類は、情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ 全ての提出書類は返却しない。

エ 提出書類は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 受付期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申込以降に本プロポーザルへの応募を辞退する場合は、速やかに「辞退届（様式第3号）」を提出する。

キ 本業務に係る令和8年度兵庫県一般会計予算が成立しない場合は、契約を締結しない場合がある。

また、本業務は国の交付金を活用し実施する予定の事業であり、国の予算が成立しなかった場合又は減額された場合にも、契約を締結しない場合がある。

ク 企画提案において作成した全体計画やデザイン等は、契約後に本県との協議により変更・修正する場合がある。

(2) 提出先、問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県まちづくり部住宅政策課（電話番号 078-362-3583）

Eメール：jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp